

江別市立東野幌小学校いじめ防止基本方針

令和6年1月改定

目 次

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1. いじめの防止等の対策に関する基本理念
2. いじめの定義、いじめの理解
3. いじめ防止等に関する基本的な考え方
 - (1) いじめの未然防止
 - (2) いじめの早期発見
 - (3) いじめへの対処
 - (4) 地域や家庭との連携
 - (5) 関係機関との連携

II いじめ防止等のための対策の内容に関する事項

1. いじめ防止等のために学校が実施すべき施策
 - (1) 学校いじめ防止基本方針の策定
 - (2) 学校に設置する組織等
 - (3) いじめの未然防止
 - (4) いじめの早期発見
 - (5) いじめへの対処
 - (6) いじめの解消
 - (7) 学校間の連携

III 重大事態への対処に関する事項

1. 重大事態の意味
2. 教育委員会または学校による調査
 - (1) 重大事案の報告
 - (2) 調査主体
 - (3) 調査を行う組織
 - (4) 事実関係を明確にするための調査実施
 - (5) 心のケア、情報発信
 - (6) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任
 - (7) 教育委員会（市長）への報告
3. 調査結果の報告を受けた教育委員会による再調査及び措置
 - (1) 再調査
 - (2) 再調査の結果を踏まえた措置等

IV その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、決して許されるものではありません。

また、子どもは、豊かな人間性や思いやりの心が満ちあふれる中で育てていかななくてはならない。全ての子どもが、笑顔あふれる、希望に満ちた学校生活を送るために、いじめに対して、未然に防止し、早期に発見し、適切に対処していくことが重要です。

以下の「江別市立東野幌小学校いじめ防止基本方針」に示すいじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが最も重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域住民、教育委員会その他の関係者相互の連携協力の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行うものです。

I いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1. いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。（いじめ防止対策推進法第3条）

このため、本校では豊かな心と健やかな体を育成する教育を推進し、全ての子どもが、笑顔あふれる、希望に満ちた学校生活を送るために、いじめの問題に対峙し、組織を挙げて適切な対処に全力で取り組む。

2. いじめの定義、いじめの理解

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめ防止対策推進法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。具体的ないじめの様態は、次のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

また、いじめは、単にいじめられている児童生徒といじめる児童生徒の関係だけでとらえることはできない。いじめは「観衆」や「傍観者」などの周囲の反応が大きく影響している。よって、いじめは、加害者、被害者だけの問題ではなく、全ての児童生徒等に関係する問題（集団の問題）であることを認識する必要がある。

いじめの中には、「犯罪行為」や重大ないじめ事案として、警察への相談又は通報を行うことが必要となるものが含まれており、想定される主な事例には次のようなものがある。

学校で起こり得る主な事例	該当し得る犯罪
性器や胸・お尻を触る。	不同意わいせつ（刑法第 176 条）
同級生に「死ぬ」とそそのかし、その同級生が自殺した。	自殺関与（刑法第 202 条）
顔面を殴打しケガを負わせる。	傷害（刑法 204 条）
同級生を殴ったり、無理やり衣服を脱がせたりする。	暴行（刑法第 208 条）
裸などの写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。	脅迫（刑法第 222 条）
遊びなどと称して、無理やり危険な行為や恥ずかしい行為をさせる。	強要（刑法第 223 条）
教科書等の所持品を盗む。	窃盗（刑法第 235 条）
断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。	恐喝（刑法第 249 条）
スマートフォンで裸などの写真を撮って送らせたり、その写真・動画を SNS 上でグループに送信したりする。	児童ポルノ提供等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第 7 条）

これらの対応にあたっては、教育的な配慮や被害児童生徒の意向を十分に踏まえたうえで、児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、早期に相談・通報を行い、適切な援助を求める必要がある。

2. いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめ問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、いじめを生まない土壌を作るために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが重要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。このため、いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関りを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが重要である。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合は、直ちに関係する児童生徒の安全を確保する。また、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織で対応する。その後、加害、被害児童生徒の話を真摯に聴取、傾聴し、教育的な視点に立って、問題の原因を探り、解決を図る。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処のあり方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

(4) 地域や家庭との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭、地域との連携が重要である。いじめの問題について、PTAや地域の関係機関と連携する体制を構築することも必要である。

(5) 関係機関との連携

いじめ問題の対応においては、必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所等）との適切な連携が必要であり、平素から、学校や教育委員会は関係機関の担当者との情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

Ⅱ いじめの防止等のための対策に関する事項

1. いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、国、北海道及び市のいじめ防止基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定めるものとする。

学校いじめ防止基本方針は、学校のホームページ等で公表し、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者等に説明する。また、策定に当たっては児童生徒、保護者や地域の意見を積極的に問い入れるように留意する。

(2) 本校に設置する組織等

いじめ問題に組織的に取り組むために、以下の委員会設置し、必要に応じて委員会を開催する。

①いじめ防止対策委員会

○主管 生徒指導部

○構成 校長 教頭 主幹教諭 教務主任 当該学年担任及び同学年担任 生徒指導部長
養護教諭 心の相談員（必要に応じて）

○役割 いじめの疑いに係る情報があつた場合、関係ある児童の事実関係の聴取、情報の共有、指導や支援体制・対応方針、保護者との連携を協議する。

②緊急いじめ対策委員会

重大事態発生の場合、教育委員会、警察署、その他関係機関と早急に連携を図り、早急に委員会を開催する。

○主管 教頭

○構成 校長 教頭 主幹教諭 教務主任 当該学級担任及び同学年担任 生徒指導部長
養護教諭 関係機関

○役割 重大事態のいじめの疑いに係る情報があつた場合、関係機関と早急な連携、関係ある児童の事実聴取・情報の共有、指導や支援体制・対応方針、保護者との連携、マスコミ対応を協議する。

(3) いじめの未然防止

いじめ問題の対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最も大事である。そこで、本校においては、教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることを目指す。

①校内研修の充実

☐ いじめ防止対策推進法をはじめ、学校いじめ防止基本方針の共通理解を図る。

☐ 家庭、地域、関係機関との連携のあり方について確認する。

☐ 学年・学級経営について交流する。

②学年・学級経営の充実

☐ 支持的学級風土を構築する。

・一人一人の児童理解 ・いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり

☐ 自己肯定感・規範意識を育成する。

- ・ 特別の教科道徳を中心とし全教育活動における道徳教育の充実
- ・ 体験的活動の推進と充実 ・ 一人一人の活躍の場の設定

☐ わかる授業を展開する。

- ・ 校内研究の推進 ・ 自己決定の場を与える授業 ・ 自己存在感を与える授業
- ・ 共感的な人間関係をはぐくむ授業

③児童会活動の取り組み

☐ 異学年が交流する活動に取り組む。

- ・ 児童会主催行事 ・ ひびきっず

☐ 児童が主体となる啓蒙活動に取り組む。

- ・ あいさつ運動 ・ いじめ撲滅運動

④保護者・地域との連携

☐ P T A 総会、学校だよりにより、いじめ防止の啓発や学校の対処法の説明をする。

☐ 学級懇談、家庭訪問、個人懇談にて、いじめについて話題とする。

☐ 学校運営委員会にて、いじめについて話題とする。

(4) 早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、「いじめ見逃しゼロ」に向け、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日ごろから児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。

また、児童の「早期の問題認識能力（心の危機に気づく力）」を養い、「援助希求的態度」を育成できるよう、必要な教育を行うとともに、児童からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が児童の心情に寄り添い、迅速に対応することを徹底する。教職員は、児童が自ら S O S を発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童にとっては多大な勇気を要するものであることを理解する。本校では、早期発見に向けて次に示す取り組みを実施する。

①いじめ早期発見チェックリストの作成と共有

☐ いじめられた児童、いじめた児童のチェック項目に基づき、日常の観察をする。

②児童アンケートの実施

☐ 年 3 回（6 月・11 月・2 月）アンケートを実施する。いじめがある場合、聞き取り、早急対処する。

☐ アンケート実施後、職員会議にて情報の共有を図る。

③生活実態交流の実施

☐ 毎週水曜日に児童の実態、指導の手立ての交流し情報の共有を図る。

④保護者・地域との連携

☐ 情報の収集に努めるとともに、学校での様子や対処法等を伝え双方向の連絡を密にする。

- ・ 連絡帳 ・ 電話 ・ 家庭訪問 ・ 個人懇談 ・ 家庭用いじめチェックリスト

(5) いじめへの対処

①いじめの発見・通報

☐ いじめの事実を発見した場合、通報を受けた場合は、速やかに管理職に報告する。

②事実関係の確認

☐ 児童からの聞き取りをする。

- ・ いじめられた児童（担任または同学年の担任）
- ・ まわりの児童（関係学年・学級の担任）
- ・ いじめた児童（当該学年・学級の担任）
- ・ 必要な場合は、全校児童への調査

☐ 「いじめ防止対策委員会」を開催する。

- ・ 情報の共有
- ・ 指導方法と役割分担の決定

③解決に向けた指導・支援

☐ いじめられた児童の支援をする。

- ・ いじめられた児童、知らせてきた児童の安全確保
- ・ 苦痛を共感的に理解し、心のケア（スクールソーシャルワーカー等の協力）
- ・ 活躍の場を設定する等、自尊感情の育成
- ・ 温かい人間関係の構築

☐ いじめられた児童の保護者との連携を図る。

- ・ 聞き取った事実の報告
- ・ いじめた児童への指導、今後の学校の対応について確認

☐ いじめた児童の指導をする。

- ・ いじめの事実の確認
- ・ いじめられた児童の苦痛を理解させ、自らの行為の自覚・反省
- ・ いじめの背景や要因の理解
- ・ 今後の生活に対する考えを持たせ実践させ、再発防止
- ・ 必要に応じて別室登校、出席停止の措置をとる。

☐ いじめた児童の保護者との連携を図る。

- ・ 聞き取った事実の報告
- ・ いじめた児童の指導、今後の学校の対応について確認
- ・ 再発防止に向け、児童の今後の生活に対する考えの理解、実践の支援要請

☐ いじめが起きた集団の指導をする。

- ・ いじめられた児童の苦痛の理解
- ・ 自分の問題としての受け入れ、再発防止
- ・ 温かい人間関係の構築

(6) いじめの解消

いじめは単に、謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ・被害児童に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- ・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織は、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察することが必要である。

(7) 学校間の連携

いじめを受けた児童やいじめを行った児童の進学や進級、転学の際には、児童の個人情報の取扱いに配慮しつつ、当該学校間において、いじめ等に関する指導記録等の引継ぎが確実に行われるよう整備する。

Ⅲ 重大事態への対処の方策

1. 重大事態の意味

重大事態とは、法の規定に基づき、次の場合をいう。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(1) の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

(2) の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。なお、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめが原因ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして扱う。児童生徒又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

2. 教育委員会又は学校による調査

(1) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は教育委員会の報告し、教育委員会から市長に事態発生について報告する。

(2) 調査主体

学校は重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

教育委員会が調査の主体となるのは、学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生に必ずしも十分な結果が得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合とする。

学校が調査主体となる場合は、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導や支援を行う。

(3) 調査を行う組織

教育委員会又は学校はその事案が重大事態であると判断した時には、速やかにその下に調査組織を設ける。教育委員会が調査を行う組織には、子どもの心理や福祉の知識を有する専門家などの協力を得られるよう努める。

(4) 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となつたいじめの行為が、いつ（から）、誰から、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係、教職員の対応方法など事実関係を、可能な限り網羅的に確認する。この際、因果関係の特定を必要以上に急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

・いじめを受けた児童生徒から聞き取りが可能な場合の対応

いじめを受けた児童生徒の話をていねいに聞き取るとともに、在籍児童生徒や教職員を含めた関係者から、いじめの事案を十分な聞き取り調査、質問紙調査などを行い、事実関係を明確にする。この際、個別事案が広く明らかになり、被害児童生徒及び情報提供者などに被害が及ばないように十分に配慮する。また、いじめを受けた児童生徒にはスクールカウンセラーや心の相談員、スクールソーシャルワーカーなどを活用し、継続的に学校生活を支援できる体制を整える。

・いじめを受けた児童生徒からの聞き取りが困難な場合の対応

いじめを受けた児童生徒の何らかの事情により、児童生徒からの聞き取りが困難な場合は、当該児童生徒の保護者の要望、意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、適切な方法で調査を実施する。

(5) 心のケア、情報発信

教育委員会又は学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、余談のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

(6) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で情報を提供するとともに、必要に応じて経過報告をする。

(7) 市長への報告

調査結果は市長に報告する。(6)の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

3. 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査

- ・報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同様の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、調査組織を設置し、再調査を行う。
- ・調査組織の構成員については、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有するものでないもの（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図り、当該調査の公平性・中立性を図るよう努力する。再調査についても、教育委員会又は学校による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

- ・市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限と責任において当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同様の事態の発生の防止のために必要な措置をとる。
- ・市長は、小・中学校について再調査を行ったときは、その結果を議会に報告する。議会へ報告する内容については、個人のプライバシーに対して必要な配慮を行うものとする。

4. その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項

市は、江別市いじめ防止基本方針の策定後においても、国・道の動向や社会情勢を勘案して、当該いじめ防止基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

また、教育委員会は小・中学校における学校いじめ防止基本方針について、策定状況を確認し、いじめの防止等のための取組に対して必要な指導・助言を行う。